

福島県国土利用計画（第五次）の見直し【たたき台】

前文及び第 1 章 県土利用の現状と課題（案）

前 文

- 国土利用計画法第 7 条に基づく計画。
- 県土利用計画における行政上の指針。
- 県土地利用基本計画及び市町村国土利用計画の基本となる計画。
- 東日本大震災や原子力災害などによる本県を取り巻く社会情勢の急激な変化に対応した見直し。
- 見直しを行っている福島県総合計画との整合性を取るための見直し。

第 1 章 県土利用の現状と課題

1 県土の特性

(1) 東北圏と首都圏の結節点

- 多くの県と境を有し、東北圏と関東圏の結節点。
- 高速交通体系の整備進展により、幅広い地域間交流が可能。

(2) 広大な県土と豊かで多様な自然

- 全国第 3 位の面積を有し、自然と景観に恵まれている。
- 多くの自然公園地域を有している。

(3) 多極分散型の県土構造

- 気候や風土の異なる 3 地方に区分。
- 都市と農山漁村の機能分担と連携による 7 つの生活圈。

2 県土利用をめぐる基本的条件の変化

- 東日本大震災による津波等により甚大な被害を受けた土地や原子力災害の影響により放射性物質に汚染された土地が発生。
- 東日本大震災や原子力災害からの復旧・復興の途上にある。

(1) 人口の減少と少子高齢化の進行

- 平成 10 年 1 月をピークに減少、平成 15 年以降自然増減数が減少。
- 人口構成は若年層の割合が減少、老年人口の割合が急増。
- さらに東日本大震災や原子力災害の影響による人口（若年層を中心）の県外流失。

(2) 産業構造の変化

- 第 1 次・第 2 次産業の割合が減少、第 3 次産業の割合が増加。
- 第 1 次産業は、食料の安定的供給確保の観点から期待。
- 作付制限や風評被害の影響によるダメージ。
- 第 2 次産業は、成長と高付加価値を生み出す産業へ転換の期待。
- 復興・再生に伴う新たな産業創出など（再生可能エネルギー産業、医療関連産業等）。
- 第 3 次産業は、社会や需要構造の変化などにより市場規模が拡大。

(3) 地球環境問題の深刻化

- 地球温暖化現象の社会へ及ぼす影響。

(4) 食料・資源・エネルギー問題の顕在化

- 将来的な食料・資源・エネルギー不足が懸念され、食料自給率の向上、省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの有効活用。

- 本県では、脱原発のモデル地域として、再生可能エネルギーの開発が期待。

(5) 土地利用に対する意識の変化

- 土地利用に対する意識の変化は、土地利用転換圧力の低下と土地利用効率の低下という土地利用動向を反映。
- 復興・再生に伴う土地需要の増加の見込み。
- 景観形成、自然環境保全、自然とのふれあいなどへの関心の高まり、災害に対する県土の安全性の確保など質的な面の向上へ期待。
- 被災地の復旧、県土の防災・減災の向上のさらなる期待。

3 県土利用の現状

- 農用地は依然減少。森林はここ数年横ばい。市街地の拡大と中心市街地の空洞化。
- 利用区分ごとの土地利用の推移について、直近の H22 年データ（見直し基準年次）と基準年次 H10 年（第 4 次基準年次）を比較。
- 東日本大震災や原子力災害の影響により居住できない土地や利用できない土地が発生し、復旧に向けた取組。

4 県土利用の課題

- 土地需要の量的な調整と県土利用の質的向上の積極的な推進。
- 量と質の両面から総合的に県土管理を進め、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐ県土管理。
- 「持続可能な県土管理」を行うこと。

(1) 人口減少・土地需要減少局面における土地利用

- 人口減少化において、農用地や森林などの土地利用転換については、慎重かつ計画的に行う必要がある。

- さらに土地利用転換圧力が弱まる一方で、復興・再生に伴う土地需要の増加の見込み。
- 低未利用地の増加が懸念されており、既存の土地ストックの再利用・有効利用と維持管理の視点が重要。
- 復興・再生のための土地ストックの再利用・有効利用の視点が重要。

(2) 県土の安全性の確保

- 「防災」の強化に加え、「減災」の観点を踏まえ、県土の安全性を総合的に高める取組を推進。
- 東日本大震災等を踏まえた県土の安全性を総合的に高める取組。

(3) 環境負荷の低減

- 人間の活動と自然の調和が取れた土地利用を推進することが重要。
- 都市的利用では、都市機能の集約化や交通機能の効率化などによる低炭素型のまちづくりが重要。

(4) 自然環境や景観を生かした土地利用

- 地域資源を生かした県土利用を進めていくことが重要。
- 被害のあった地域資源の回復。

(5) 食料・資源・エネルギー問題への対応

- 資源節約型の社会経済構造への転換が必要。
- 本県では、脱原発のモデル地域として、再生可能エネルギーの開発が期待。

(6) 復旧・復興・再生へ向けた土地利用

- 地震・津波被害からの復旧。
- 放射性物質に汚染された土地の除染。

- 放射性物質の処理対策が進む中での土地利用。
- 復興・再生に向けた地域づくり・まちづくりのための土地利用。
- 地域経済の復興・再生のための土地利用。
- 災害に強い県土づくりのための土地利用。

(7) 地域における県土管理

- 土地管理水準の低下が進む地域が多くなることが懸念され、多面的機能をどう維持していくが課題。
- 被災地域を中心とした地域の土地管理

(8) 総合的な視点の必要性

- 個々の土地利用だけではなく、周囲の土地利用や主体との関係性を踏まえ、総合的にとらえることの重要性の高まり。
- 復興・再生に伴う土地利用の総合的な視点の必要性。

第2章 県土利用の基本構想（案）

第2章 県土利用の基本構想

1 県土利用の基本理念

国土利用計画法第2条に定める理念

- 公共の福祉優先
- 地域の諸条件に配慮した土地利用
- 自然環境の保全
- 健康で文化的な生活環境の確保
- 県土の均衡ある発展

- 本県では、基本理念を踏まえ、復旧・復興・再生へ向けた適正かつ合理的な県土利用。

2 県土利用の基本方針

(1) 土地需要の量的調整

- 郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と有効利用・高度利用。
- 農用地や森林の都市的土地利用の転換に対しては慎重に対応。
- 復興・再生に伴う都市的土地利用の転換における復興特区法等の対応。

(2) 土地利用の質的向上

① 災害に強い県土づくり

- 災害に対する地域特性を踏まえた土地利用。
- 「防災」、「減災」の観点から、県土の安全性を総合的に高める取組。
- 東日本大震災等を踏まえた県土の安全性を総合的に高める取組。
- 津波被災地における海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、海岸防災林（防潮林）、道路などを組み合わせた多重防御による総合防災力の向上。

② 循環と共生を重視した土地利用

- 環境負荷の低減に配慮した土地利用の推進。
 - ・ 流域における水循環と土地利用の調和。
 - ・ 森林整備、緑地や水面の活用による環境負荷の低減。
 - ・ 低炭素のまちづくりの推進。

③ 美しくゆとりある土地利用

- ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保。
- 歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成。
- 被害のあった環境や景観など地域資源の回復。

(3) 地域の活力を支える土地利用

- 各地域間の機能分担と連携・交流、定住など地域の活力の維持・向上を図る土地利用の推進。

(4) 復旧・復興・再生のための土地利用

- 地震・津波被害からの早期の復旧。
- 放射性物質に汚染された土地の早期の除染。
- 放射性物質の処理対策が進む中での計画的な土地利用。
- 復興・再生のための計画推進に伴う土地の利用再編等。
- 被災地域においては、生活関連施設の集積や住宅の適正な配置を推進するための土地利用。

(5) 県土利用の総合的マネジメントの推進

- 地域主体の土地利用に関する計画の充実
- 地域における土地の維持管理を、県土利用の質的向上や周辺地域との調整の視点も踏まえて、地域が主体となった取組。
- 復興・再生のための土地利用については、関係機関が連携してマネジメント。

3 県土利用の基本方向

(1) 地域類型別

① 都市

- 都市機能の集積と低未利用地の有効利用による良好な市街地の形成。
- 復興・再生に向けた計画的で良好な市街地の形成。
- 新たな土地需要に対しては、市街地内の低未利用地の活用を優先。
- 復興・再生に伴う土地需要について、復興特区法等を有効に活用。
- オープンスペースの確保と適正配置、ライフラインの多重化・多元化等による災害に強い都市構造の形成。
- 東日本大震災等を踏まえた都市防災機能の強化。
- 多様な用途のバランスよい配置、健全な水循環系の構築、資源エネルギー利用の効率化、公共交通の利便性の向上等による環境負荷の少ない都市の形成。
- 快適な生活環境、良好なまちなみ景観などの形成。
- 被害のあった都市環境の回復。

② 農山漁村

- 農用地や森林の保全と整備、多様な主体の参画による適切な管理。
- 復興・再生のための保全と整備、適切な管理が必要。
- 里山などの身近な自然環境の保全と景観の維持・形成
- 被害のあった農村環境の回復。
- 担い手への農用地の利用集積と優良農用地の整備の推進。
- 津波により被災した農用地も、担い手への利用集積を進めながら整備。
- 中山間地域等における生産条件の不利の改善、地域資源の活用による地域活性化、農用地や森林の保全・管理のための新たな管理主体の育成。

- 農地と宅地が混在する地域における生産基盤と生活環境の一体的な整備。

③ 自然維持地域

- 優れた自然環境を有する地域の適正な保全。
- 被害のあった自然環境や地域資源の回復。
- 適正な管理と自然とのふれあいの場として利用。

(2) 利用区分

① 農用地

- 担い手の育成と利用集積による効率的な利用と生産性の向上、優良農用地の確保と整備。
- 除染による農用地の放射性物質の低減等。
- 津波被災農地における除塩、整備。
- 多面的機能の発揮のための適切な保全と管理。
- 環境への負荷の少ない農業生産の推進。
- 農業生産力の向上の上で重要な農用地の他用途への転換抑制。

② 森林

- 公益的機能を将来世代に引き継ぐための適切な整備と保全及び維持管理。
- 除染と間伐等の森林整備による放射性物質の低減等。
- 二酸化炭素吸収源としての機能に配慮。
- 原生的な森林や水源地など優れた自然環境を形成する森林の保全。
- 公益的機能の高い森林の機能充実と他用途への転換抑制。

- 都市周辺の森林の緑地としての保全・整備。
- 都市と農山漁村との交流の場等としての総合的な利用。
- 津波被災地における土地利用再編による海岸防災林（防潮林）の整備。

③ 原野

- 貴重な自然を形成する原野の保全。

④ 水面・河川・水路

- 河川氾濫地域における安全性の確保。
- 津波被害等の軽減を図るため河川改修等の促進。
- 整備に当たっての環境への配慮、水辺環境の創造、オープンスペースの役割など多様な機能に配慮。
- 施設の適切な維持管理による持続的な利用。

⑤ 道路

（一般道）

- 県土の均衡ある発展を支える道路、都市活動を支援する道路等の整備と必要な用地の確保。
- 災害に強く復興を推進する道路ネットワークの構築。
- 整備に当たっては、安全性・快適性の向上、防災機能等の多面的機能の発揮、自然環境の保全や景観との調和、生活環境の保全・改善等に配慮。
- 施設の適切な維持管理による持続的な利用。

（農道・林道）

- 農林業の生産性の向上、農用地や森林の管理水準の向上を図るための農道・林道の整備と必要な用地の確保。
- 整備に当たっては、生活環境の整備や自然環境の保全、自然景観との調和

に配慮。

- 施設の適切な維持管理による持続的な利用。

⑥ 住宅地

- 豊かな住生活の実現、コンパクトで秩序ある市街地形成の観点から、良好な宅地環境の整備に必要な用地の確保。
- 周囲の自然的土地利用との調整、災害の地域特性を踏まえた利用。
- 防災集団移転、災害公営住宅、被災市街地土地区画整理等の土地利用再編による住宅地の整備。
- オープンスペースの確保や道路整備等による安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保。
- 災害に強いまちづくり(防災性に優れた市街地の整備等)。

⑦ 工業用地

- 産業関連基盤の整備状況や産業構造の変化、地域の産業集積状況等を踏まえた必要な用地の確保、既存工業団地の未利用地の有効利用。
- ふくしま産業復興投資促進特区や福島再生特措法等の活用による企業立地の推進や新たな産業創出(再生可能エネルギー産業、医療関連産業等)。
- 工場跡地の土壌汚染対策と有効利用。

⑧ その他の宅地

- 土地利用の高度化と低未利用地の有効利用による都市機能の集積と中心市街地の活性化の推進。
- 大規模集客施設の適正な立地。

⑨ 公用・公共施設用地

- 必要性や県民ニーズ及び環境保全に配慮した必要な用地の確保。

- 防災拠点の整備（防災公園、備蓄倉庫等）。
- 津波被災地における土地利用再編による防災緑地の整備。
- 施設の耐災性の確保と災害時の活用。
- まちなか立地の促進。

⑩ 低未利用地

- 低未利用地の有効利用と良好な市街地形成。
- 耕作放棄地の「発生防止」と「再生利用」の2つの視点からの適正な管理、多様な主体による利用促進、地域の実情に応じた森林等農用地以外への転換。
- 復興特区法等に基づく復興・再生のための土地利用。

⑪ 沿岸域

- 自然環境保全、景観との調和、陸域と海域との一体性に配慮した総合的な利用。
- 多様な生態系の保全・再生。
- 海岸の保全による県土の安全性の向上。
- 海岸堤防の嵩上げ等。

【参考】 福島県国土利用計画（第五次計画）見直し案 新旧対比

※下線部は追加事項

【見直し前】	【見直し後】
計画前文	計画前文
<p>第1章 県土利用の現状と課題</p> <p>1 県土の特性</p> <p>(1) 東北圏と首都圏の結節点 (2) 広大な県土と豊かで多様な自然 (3) 多極分散型の県土構造</p> <p>2 県土利用をめぐる基本的条件の変化</p> <p>(1) 人口減少と少子高齢化の進行 (2) 産業構造の変化 (3) 地球環境問題の深刻化 (4) 食料・資源・エネルギー問題の顕在化 (5) 土地利用に対する意識の変化</p> <p>3 県土利用の現状</p> <p>4 県土利用の課題</p> <p>○持続可能な県土管理</p> <p>(1) 人口減少・土地需要減少局面における土地利用 (2) 県土の安全性の確保 (3) 環境負荷の低減 (4) 自然環境や景観を生かした土地利用 (5) 食料・資源・エネルギー問題への対応</p> <p>(6) 地域における県土管理 (7) 総合的な視点の必要性</p>	<p>第1章 県土利用の現状と課題</p> <p>○<u>急激な変化</u> ○<u>総合計画との整合性</u></p> <p>1 県土の特性</p> <p>(1) 東北圏と首都圏の結節点 (2) 豊かで多様な自然 (3) 多極分散型の県土構造</p> <p>2 県土利用をめぐる基本的条件の変化</p> <p>○<u>東日本大震災による津波等により甚大な被害を受けた土地や原子力災害の影響により放射性物質に汚染された土地が発生</u></p> <p>○<u>震災・原発災害からの復旧・復興の途上</u></p> <p>(1) 人口減少と少子高齢化の進行 (2) 産業構造の変化 (3) 地球環境問題の深刻化 (4) 食料・資源・エネルギー問題の顕在化 (5) 土地利用に対する意識の変化</p> <p>3 県土利用の現状</p> <p>○<u>当面居住できない土地、当面利用できない土地が発生</u></p> <p>4 県土利用の課題</p> <p>○持続可能な県土管理</p> <p>(1) 人口減少・土地需要減少局面における土地利用 (2) 県土の安全性の確保 (3) 環境負荷の低減 (4) 自然環境や景観を生かした土地利用 (5) 食料・資源・エネルギー問題への対応 (6) <u>復旧・復興・再生へ向けた土地利用</u> (7) <u>地域における県土管理</u> (8) <u>総合的な視点の必要性</u></p>

【見直し前】	【見直し後】
<p>第2章 県土利用の基本構想</p> <p>1 県土利用の基本理念</p> <p>2 県土利用の基本方針</p> <p>(1) 土地需要の量的調整</p> <p>(2) 土地利用の質的向上</p> <p>① 災害に強い県土づくり</p> <p>② 循環と共生を重視した土地利用</p> <p>③ 美しくゆとりある土地利用</p> <p>(3) 地域の活力を支える土地利用</p> <p>(4) 県土利用の総合的マネジメントの推進</p> <p>3 県土利用の基本方向</p> <p>(1) 地域類型別</p> <p>① 都市</p> <p>② 農山漁村</p> <p>③ 自然維持地域</p> <p>(2) 利用区分別</p> <p>① 農用地</p> <p>② 森林</p> <p>③ 原野</p> <p>④ 水面・河川・水路</p> <p>⑤ 道路</p> <p>⑥ 住宅地</p> <p>⑦ 工業用地</p> <p>⑧ その他の宅地</p> <p>⑨ 公用・公共施設用地</p> <p>⑩ 低未利用地</p> <p>⑪ 沿岸域</p>	<p>第2章 県土利用の基本構想</p> <p>1 県土利用の基本理念</p> <p>○復旧・復興・再生に向けた適正かつ合理的な県土利用</p> <p>2 県土利用の基本方針</p> <p>(1) 土地需要の量的調整</p> <p>(2) 土地利用の質的向上</p> <p>① 災害に強い県土づくり</p> <p>② 循環と共生を重視した土地利用</p> <p>③ 美しくゆとりある土地利用</p> <p>(3) 地域の活力を支える土地利用</p> <p>(4) 復旧・復興・再生のための土地利用</p> <p>(5) 県土利用の総合的マネジメントの推進</p> <p>3 県土利用の基本方向</p> <p>(1) 地域類型別 <u>※復旧・復興・再生に関する事項</u></p> <p>① 都市 <u>の追記等</u></p> <p>② 農山漁村</p> <p>③ 自然維持地域</p> <p>(2) 利用区分別</p> <p>① 農用地</p> <p>② 森林</p> <p>③ 原野</p> <p>④ 水面・河川・水路</p> <p>⑤ 道路</p> <p>⑥ 住宅地</p> <p>⑦ 工業用地</p> <p>⑧ その他の宅地</p> <p>⑨ 公用・公共施設用地</p> <p>⑩ 低未利用地</p> <p>⑪ 沿岸域</p>
<p>第3章 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</p> <p>1 利用区分ごとの規模の目標</p> <p>○ 目標年次：平成26年</p> <p>○ 平成26年の人口 1,974千人</p> <p>2 地域別の概要</p> <p>○ 7つの生活圏</p> <p>① 県北地域 ② 県中地域 ③ 県南地域</p> <p>④ 会津地域 ⑤ 南会津地域 ⑥ 相双地域</p> <p>⑦ いわき地域</p>	<p>※復旧・復興・再生に向けての施策や取り組みに伴った土地利用再編等を考慮しながら、目標年次を平成32年に設定し、農用地、森林、宅地等の利用区分ごとの規模の目標等の見直しを行う。</p>

【見直し前】	【見直し後】
<p>第4章 計画を実現するために必要な措置の概要</p> <p>1 土地利用の転換の適正化</p> <p>(1) 自然的土地利用の転換抑制</p> <p>(2) 農用地の利用転換</p> <p>(3) 森林や原野の利用転換</p> <p>(4) 大規模な利用転換</p> <p>(5) 混住化の進展する地域における利用転換</p> <p>2 土地の有効利用の促進</p> <p>(1) 農用地の有効利用</p> <p>(2) 森林の有効利用</p> <p>(3) 水面・河川・水路の有効利用</p> <p>(4) 道路の有効利用</p> <p>(5) 宅地の有効利用</p> <p>①住宅地</p> <p>②工業用地</p> <p>③その他の宅地</p> <p>(6) 低未利用地の有効利用</p> <p>(7) 有効利用な土地利用への誘導</p> <p>3 災害に強い県土づくり</p> <p>(1) 災害に対する安全性を高める土地利用</p> <p>(2) 農用地や森林の持つ機能の向上</p> <p>(3) 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>4 環境の保全と美しくゆとりある県土利用</p> <p>(1) 環境への負荷の少ない土地利用</p> <p>(2) 適正な資源循環の確保</p> <p>(3) 豊かで多様な自然環境の保全</p> <p>(4) 生活環境の保全</p> <p>(5) 健全な水循環の確保</p> <p>(6) 大規模な開発事業への対応</p> <p>(7) すぐれた景観の保全・形成</p> <p>5 地域整備施策の推進</p> <p>(1) 広域的な連携・交流の促進</p> <p>(2) 特色ある地域づくりの促進</p> <p>6 県土利用の総合的マネジメントの推進</p> <p>(1) 国土利用計画法等の適切な運用</p> <p>(2) 参画と連携による県土管理の推進</p> <p>①県土の有効利用を担う主体の確保と育成</p> <p>②多様な主体の土地利用への参画と連携</p> <p>7 県土に関する土地に関する基本理念の普及啓発及び県土に関する調査の推進</p> <p>8 計画の進行管理</p>	<p>※見直し後の基本構想等を踏まえ、福島県復興計画等の施策や取り組みを反映させ、内容の追加等を行う。</p>